

第3号様式（第4条関係）従事者以外変更

葛飾区保健所長 あて			
開設者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
電話 （ ） FAX （ ）			
歯 科 技 工 所 開 設 届 出 事 項 中 一 部 変 更 届			
下記のとおり開設届出事項を変更したので、歯科技工士法第21条第1項の規定により届出ます。			
記			
1 名 称			
2 開 設 の 場 所	葛飾区 電話 （ ） FAX （ ）		
3 開設届出年月日 及 び 同 番 号	年 月 日 第 号		
4 変 更 し た 理 由			
5 変 更 し た 事 項	旧	新	
☐ 開設者の住所 ☐ 開設者の氏名 ☐ 技工所の名称 ☐ 管 理 者 ☐ 構 造 設 備 ☐ 用 途 変 更 ☐ そ の 他			
6 変 更 年 月 日	年 月 日		

歯科技工所の構造設備			
項 目		歯科技工士法施行規則	状 態
①	歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている	第 1 3 条の 2 第 1 号	有・無
※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり ☐ 防音装置 ☐ 防火装置 ☐ 消火器 ☐ 照明設備 ☐ 空調設備 ☐ 給排水設備 ☐ 石膏トラップ ☐ 空気清浄機 ☐ 換気扇 ☐ 技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ） ☐ 電気掃除機 ☐ 分別ダストボックス ☐ 防塵用マスク ☐ 模型整理棚 ☐ 書籍棚 ☐ 救急箱 ☐ 吸塵装置（室外排気が望ましい） ☐ 歯科技工用作業台 ☐ 材料保管棚（保管庫） ☐ 薬品保管庫			
②	歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる	第 1 3 条の 2 第 2 号	適・否
③	手洗い設備を有している	第 1 3 条の 2 第 3 号	有・無
④	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている	第 1 3 条の 2 第 4 号	適・否
⑤	安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している	第 1 3 条の 2 第 5 号	適・否
⑥	照明及び換気が適切である	第 1 3 条の 2 第 6 号	適・否
⑦	床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである	第 1 3 条の 2 第 7 号	適・否
⑧	出入口及び窓は、閉鎖できるものである	第 1 3 条の 2 第 8 号	適・否
⑨	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している	第 1 3 条の 2 第 9 号	有・無
⑩	廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている	第 1 3 号の 2 第 1 0 号	有・無
⑪	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している	第 1 3 号の 2 第 1 1 号	有・無
⑫	歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している	第 1 3 号の 2 第 1 2 号	有・無
備 考 敷地の平面図及び附近の見取図を添付すること。歯科技工所の平面図については、機械、器具等の配置を記入すること。			